

下水道グローバルセンター規約

平成 23 年 12 月 1 日制定

平成 24 年 5 月 30 日一部改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この機関は、下水道グローバルセンター（以下、GCUS : Japan Global Center for Urban Sanitation という。）という。

(目的)

第 2 条 GCUSは、国及び地方公共団体並びに海外のビジネス展開に意欲的な下水道関連企業、大学等の国際協力活動、国際交流活動を支援し、世界の水・衛生問題や地球温暖化問題の解決に貢献するとともに、それらの活動の成果を国および地方公共団体等の下水道施策に反映させ、もって我が国の下水道の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 事業

(事業)

第 3 条 GCUSは、次の事業を行う。

- 一 海外におけるプロジェクト形成に資する諸活動
 - 二 海外の下水道関係団体等とのネットワーキング・ニーズマッチング
 - 三 海外におけるプロジェクトに必要な技術の評価
 - 四 我が国の下水道技術の海外展開に資する国際標準化及び調査・研究
 - 五 国際会議及びセミナーなどの開催
 - 六 海外からの研修員の受け入れ及び会員を対象とした研修活動
 - 七 その他、前条の目的達成のために必要な事業
- 2 前項の事業に係る活動のため、必要に応じて国別、課題別グループを設けることができる。

第 3 章 組織

(会員)

第 4 条 GCUSの会員は、別表に掲げる理事会員、特別会員及び企業会員で構成する。

- 2 企業会員は、運営委員会で定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第 5 条 GCUSに入会しようとする者は、別に定める入会申込書をセンター長（第 7 条に定めるセンター長をいう。）に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

- 2 前項において、企業会員として入会しようとする者は下水道に関する業を営む法人とし、入会申込書の提出にあたっては 2 者以上の会員の推薦状を添付しなければならない。ただし、第 4 条における理事会員の団体に属している場合には、推薦状の添付を省略することができる。

(退会)

第 6 条 会員は、退会届を提出し、任意に退会することができる。ただし、既納の会

費は、返却しないものとする。

(役員及び顧問)

第7条 GCUSに次の役員を置く。

- 一 センター長 1名
- 二 運営委員長 1名
- 三 監事 2名

2 GCUSに、下水道に造詣の深い者を顧問として置くことができる。

(役員を選任)

第8条 センター長は(社)日本下水道協会理事長とする。その他の役員は会員である組織に所属する者のなかから運営委員会(第11条に定める運営委員会をいう。)で選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、補欠欠員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 センター長は、GCUSを代表しその事務を統括する。

- 2 運営委員長は運営委員会の議長を務めるとともに活動方針に基づき、活動の企画、進行管理を行う。
- 3 監事は、GCUSの事務を監査する。
- 4 顧問は、センター長または運営委員長の求めに応じて意見を述べるができる。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は会員及び別に定める者を持って構成する。

- 2 運営委員会は、GCUSの事業方針、企業会員の入退会、審議会提出議題、GCUSの運営の方針、解散及び残余財産の処理、予算・決算の審議、その他資産の管理に係る重要事項を決定する。
- 3 運営委員会はセンター長が必要と認めるとき招集する。
- 4 運営委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 この規約に定めるもののほか、運営委員会に関して必要な事項は、センター長が運営委員会の議決を経て別に定める。

(審議会)

第12条 GCUSに有識者からなる審議会を置く。

- 2 審議会はGCUSの目的を達成するために必要な重要な方針などについて審議し、GCUSに助言を行う。
- 3 審議会は少なくとも年1回開催するものとする。
- 4 審議会の構成委員は運営委員会の議を経て別に定める。

(事務局)

第13条 GCUSの事務を処理するために事務局を置く（所在地：東京都千代田区内神田
2-10-12 内神田すいすいビル内）。

2 事務局に事務局長を置く。事務局長はセンター長が任命する。

第4章 会計

(会計年度)

第14条 GCUSの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産及び経費の支弁)

第15条 GCUSの資産は、会費、寄付金及びその他の収入により構成する。

(資産の管理)

第16条 GCUSの資産は、センター長が管理する。

(会計の管理)

第17条 GCUSの会計は、事務局長が管理する。

第5章 規約の改正及び解散等

(規約の改正)

第18条 GCUS規約を改正しようとするときは、運営委員会の議決を必要とする。

(解散)

第19条 GCUSの解散については、運営委員会において、運営委員現在員数の4分の3
以上の議決を経るものとする。

(残余財産の処分)

第20条 GCUSの解散に伴う残余財産は、運営委員会において、運営委員現在員数の4
分の3以上の議決を経、GCUSに会費を納めた会員及び企業会員に寄付するもの
とする。

(細則)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は細則で定めることができる。

附則

この規約は、平成23年12月1日から施行する。

附則

この規約は、平成24年1月27日から施行する。

附則

この規約は、平成24年5月30日から施行する。

【別表：第4条関係】

(順不同)

理事会員（下水道国際協力活動推進協議会を構成する法人・団体）
地方共同法人 日本下水道事業団
公益社団法人 日本下水道協会
一般社団法人 日本下水道施設業協会
一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会
公益社団法人 日本推進技術協会
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
一般社団法人 日本下水道施設管理業協会
社団法人 日本下水道光ファイバー技術協会
一般財団法人 下水道事業支援センター
財団法人 下水道新技術推進機構
特別会員
国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部
独立行政法人 土木研究所
埼玉県
札幌市
さいたま市
東京都
川崎市
横浜市
浜松市
名古屋市
京都市
大阪市
堺市
神戸市
北九州市
福岡市
企業会員
株式会社石垣
株式会社エヌジェーエス・コンサルタンツ
水ing 株式会社
オリジナル設計株式会社
株式会社クボタ
株式会社建設技術研究所

J F Eエンジニアリング株式会社
株式会社神鋼環境ソリューション
積水化学工業株式会社
月島機械株式会社
株式会社東京設計事務所
株式会社東芝
株式会社日水コン
日本工営株式会社
日本水工設計株式会社
株式会社ウォーターエージェンシー
株式会社日立プラントテクノロジー
メタウォーター株式会社
株式会社ニイミ
ダイセン・メンブレン・システムズ株式会社

上記のほか、第11条の「別に定めるもの」として、運営委員会には国土交通省水管理・国土保全局下水道部からも参加することとする。